

市 民

1. 住 民 記 録

窓 口 事 務

本市の住民事務の窓口は、本庁1階の市民課受付のほか、周辺地区11か所の米沢市役所連絡所に業務委託し住民の利便を図っている。取扱事務は、戸籍と住民基本台帳、マイナンバーカードに関する事務を主に、各種届出の受理、諸証明書等の交付を行っている。

住民票、国保、印鑑登録等に係る各種届出は、平成5年2月からオンライン・リアルタイムで処理しており、情報の一元化や正確性の向上に加えて、事務の流れが簡素化・省力化されたことによって、住民票の検索時間のスピードアップによる待ち時間の短縮、文字品質の向上による鮮明な住民票の作成が可能となった。

平成15年からは住民基本台帳ネットワークシステムの二次稼働により、住民基本台帳カードの発行・転入通知の全国処理等を行った。

平成24年12月、戸籍電算化システムが稼働し届出による戸籍作成期間短縮のほか、容易に戸籍検索ができることから、証明交付時間の短縮が可能となり、平成25年5月には平成改製原戸籍・附票が稼働し、戸籍電算化の作業が完了した。

平成27年10月、社会保障・税番号制度関連法（マイナンバー法）が施行となり、通知カードが全市民に送付され、平成28年1月からマイナンバーカードの交付業務を開始した。これに伴い平成27年12月28日で住民基本台帳カードの発行は終了となった。

令和2年3月、マイナンバーカードを使って住民票などの各種証明書がコンビニ等で取得できるコンビニ交付サービスと市民課窓口においてらくらく証明サービスを開始し、市民サービスの向上に努めた。同年7月、マイナンバーカード出張申請受付を行い申請の機会を確保した。

令和3年5月、新庁舎移転に合わせ証明書交付手数料の支払にキャッシュレス決済を導入した。

令和5年2月、マイナポータルを利用した転出・転入ワンストップサービスが開始され、窓口の混雑解消につながった。同年7月、コンビニ交付サービス各種証明書発行手数料の減額や、死亡後の手続をワンストップで行う「おくやみ窓口」を開設した。

令和6年3月、本籍地以外での戸籍謄本等の発行が可能となった（戸籍の広域交付）。また全庁的な「米沢市統合型GIS」整備により住居表示台帳を電子化し事務作業の効率化を図った。

各種届出件数

(令和5年度)

種 別			件 数	種 別			件 数
戸 籍 *	出 生	380	住 民 異 動	住 民 登 録	転 入	2,029	
	死 亡	1,265			転 出	2,365	
	婚 姻	210			転 居	1,556	
	離 婚	111		そ の 他 (世 帯 変 更 等)		147	
	転 籍	100		自 動 車 臨 時 運 行 許 可			528
	そ の 他 (養 子 縁 組 等)	279		軽 自 動 車 関 係 (市 民 課 受 付 分)			883
印 鑑	登 録	1,967	マ イ ナ ン バ ー	カ ー ド 交 付		9,530	
	廃 止 ・ 亡 失	576		窓 申 請 補 助		7,120	
国 保	取 得	2,296		そ の 他 (暗 証 番 号 変 更 等)		6,690	
	喪 失	2,881	合 計			41,177	
	世 帯 ・ 世 帯 主 変 更	264					

*戸籍は米沢市に届出された件数

証明書等発行件数

(令和5年度)

種 別		有料件数	金額(円)	無料件数
戸籍関係	戸籍全部・個人事項証明	9,774	4,398,300	2,556
	戸籍謄・抄本	0	0	4
	除籍全部・個人事項証明	1,664	1,248,000	582
	除籍謄・抄本	4,833	3,624,750	2,201
	改製原戸籍謄・抄本	6,045	4,533,750	3,557
	戸籍の記載事項証明	26	11,300	0
	受理証明	138	48,300	0
	受理証明(特別)	6	8,400	0
	届出書の写	6	2,100	1
	焼失証明	43	17,200	1
住民票関係	住民票全部・一部	19,260	7,704,000	1,056
	除住民票	2,460	984,000	349
	改製原住民票	284	113,600	17
	住民票記載事項証明	613	183,900	202
	戸籍の附票全部・一部	1,962	784,800	2,584
	住居表示証明	16	0	3
印鑑	印鑑証明	11,919	4,767,600	0
	印鑑登録証交付	1,967	786,800	0
その他	住民票閲覧	386	115,800	945
	臨時運行許可申請	528	396,000	0
	身分証明書	542	216,800	0
	その他	162	64,800	53
	国保加入期間証明	15	6,000	1
	斎場使用料	28	511,900	1,248
	軽自動車標識弁償金	1	200	0
税関係	所得額・課税額証明書	5,821	2,328,400	110
	所得額証明書	345	138,000	0
	納税証明書	1,678	671,200	1,208
	土地課税台帳兼名寄帳	952	380,800	217
	家屋名寄帳	380	152,000	39
	家屋課税台帳	73	29,200	39
	住宅用家屋証明	12	15,600	0
	償却資産課税台帳	1	400	1
	償却資産種類別明細書	0	0	0
	資産証明書	179	71,600	120
	評価証明書	318	159,400	0
	公課証明書	78	31,830	0
	登録記載事項証明書	0	0	0
	図面	6	2,400	0
	地籍調査成果の写し交付手数料	0	0	0
	その他の証明	196	78,400	0
	税関係公簿閲覧	0	0	2
計		72,717	34,587,530	17,096

上記金額のうち、キャッシュレス決済 利用金額(円)	クレジット	電子マネー	コード払い	計	利用件数(件)
	616,760	687,340	921,800	2,225,900	2,445

上記発行件数(有料件数)のうち、 らくらく証明サービス利用件数	戸籍関係	住民票関係	印鑑	課税証明	計
	241	520	602	103	1,466

コンビニ交付サービス発行件数	戸籍関係	住民票関係	印鑑	課税証明	計
	2,533	7,620	5,153	1,027	16,333

本籍地登録件数	672
---------	-----

おくやみ窓口 ※事前予約による1日4枠	開設枠数	実施件数	稼働率	オンライン予約率
	668	366	54.8%	69.1%

住 居 表 示

本市の住居表示は、昭和37年5月に「住居表示に関する法律」が施行されたことに伴い、昭和41年から南部、中部、北部を対象区域として実施したのを手はじめに、以後年次的に事業を進め、平成4年に金池第2土地区画整理事業区域内を実施した。平成10年度には、地域住民から強い要望のあった愛宕小学校周辺一帯の住居表示整備事業に着手、平成11年10月4日に実施した。さらに、平成15年10月6日から、大字芳泉町の一部・太田町5丁目の一部を吾妻町に町名変更し、住居表示を実施した。

実施概要

区分	施行期日	期間 (年)	対象区域 字数	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	備考
第一次	昭和41. 8. 1	1	94	4. 61	6, 400	24, 750	南部地区 中部地区、北部地区の一部
第二次	42. 9. 4	1	120	5. 80	5, 600	25, 200	西部地区 中部地区、北部地区の一部
第三次	43. 8. 1	1	44	4. 46	3, 550	15, 980	東部地区
第四次	50. 4. 1	1	2	0. 41	276	921	大字福田、赤芝町の一部
第五次	53. 8. 1	1	9	0. 64	452	1, 301	金池地区、北部地区の一部
第六次	平成 4. 7. 1	1	7	0. 42	87	265	金池地区
第七次	11. 10. 4	2	5	0. 34	513	1, 135	愛宕地区
第八次	15. 10. 6	2	3	0. 05	80	288	吾妻町
計			284	16. 73	16, 958	69, 840	

人 口 統 計

厚生省令に基づく人口動態調査と総理府令の社会的移動人口調査の月例報告等を行っている。

要素別人口

(単位：人)

区 分	男	女	計	世帯数または本籍数
国勢調査人口 (R2. 10. 1)	40, 258	40, 994	81, 252	33, 095
住民登録人口 (R6. 3. 31)	36, 874	38, 315	75, 189	33, 436
印鑑登録者数 (R6. 3. 31)			51, 986	
本 籍 人 口 (R6. 3. 31)			86, 252	37, 499

社会的移動人口調査 (住民基本台帳) (各年度末現在) (単位：人)

区分 年度	出生	死亡	転入等	転出等	人口
令和元年度	464	1, 080	2, 372	2, 719	79, 351
令和 2 年度	450	1, 070	2, 187	2, 472	78, 446
令和 3 年度	412	1, 190	2, 310	2, 324	77, 654
令和 4 年度	436	1, 247	2, 461	2, 748	76, 556
令和 5 年度	358	1, 238	2, 321	2, 808	75, 189

在留関連事務

市内在住の外国人の居住及び身分関係を明確にし、公正な管理をするために、外国人登録法（昭和27年法律125号）に基づき、登録、証明書交付など一連の事務を行うのが外国人登録制度であり、これは法定受託事務の一つであった。

平成24年7月、新たな在留管理制度の開始に伴い、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったことから、これまでの外国人登録制度は廃止となり、特別永住者に関する事務及び中長期在留者の住居地届出に関する事務については、在留関連事務として引き続き法定受託事務となっている。

取扱状況

（令和6年3月31日現在）

（単位：人）

事務内容	特別永住者	中長期在留者
住居地の届出	2	580
住居地以外の記載事項の変更	0	
有効期間の更新(特別永住者証)	6	
紛失等による再交付(特別永住者証)	0	
汚損等による再交付(特別永住者証)	0	
交換希望による再交付(特別永住者証)	0	
特別永住許可申請	0	
計	8	580

国籍別内訳

（令和6年3月31日現在）

（単位：人）

国 籍	人 口
ベ ト ナ ム	402
中 国	214
韓 国	108
ミ ャ ン マ ー	105
フ ィ リ ピ ン	90
そ の 他	193
計	1,112

※ その他 インドネシア、モンゴル、台湾、米国、インド等

在留資格別内訳

（令和6年3月31日現在）

（単位：人）

在留資格	人 口
永 住 者	260
技 能 実 習	214
特 定 技 能 1 号	194
技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	168
留 学	81
そ の 他	195
計	1,112

※ その他 家族滞在、日本人の配偶者等、特別永住者、定住者、教育等

２．国民健康保険事業

運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、国民健康保険法第11条第2項に基づき、設置されている。委員会の構成は被保険者・保険医又は薬剤師・公益の三者代表制が採られていたが昭和61年4月から被用者保険等保険者の代表委員2名が加わり14名で構成されている。

加 入 状 況

(年度末)

区分	全 市		国保加入者		加入率 (%)	
	世 帯	人 口	世 帯	人 口	世 帯	人 口
R1	32,844	79,351	9,677	14,734	29.46	18.57
R2	33,035	78,446	9,513	14,398	28.80	18.35
R3	33,331	77,654	9,389	13,957	28.17	17.97
R4	33,472	76,556	9,055	13,269	27.05	17.33
R5	33,436	75,189	8,825	12,709	26.39	16.90

給付の状況

(1) 給付実績 (令和5年度)

区 分	件数 (件)	給付額 (千円)
療 養 給 付 費	264,780	4,593,793
療 養 費	3,057	20,909
高 額 療 養 費	12,201	727,942
高額介護合算療養費	26	577
出 産 育 児 一 時 金	23	10,666
葬 祭 費	95	4,750

(2) 脳ドック検査費助成事業費 (令和5年度)

脳ドック検査費助成金	5,185,000 円	助成者239人、検査費の2分の1 (上限24,000円) を助成
------------	-------------	----------------------------------

特定健康診査・特定保健指導事業

本事業は、平成20年4月から施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施するもので、医療保険者が40歳～74歳の健康保険加入者（被保険者）を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査（特定健康診査）を行い、生活習慣病の早期発見と予防に努めるものである。

また、特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある被保険者に対し、毎年度、計画的に保健指導（特定保健指導）を実施するものであるが、その程度によって、「動機づけ支援」と「積極的支援」に階層化される。

なお、以下の表の数値は米沢市における実績値であり、法定報告の数字とは異なる。

（１）特定健康診査について

①特定健康診査受診者数と受診率

		R1	R2	R3	R4	R5
受診者数 (人)	集団健診	3,018	2,899	2,971	2,906	2,740
	鷹山ドック	1,360	994	1,245	1,152	1,374
	個別健診	897	777	817	715	751
	その他	509	585	587	540	441
	合計	5,784	5,255	5,620	5,313	5,306
受診率 (%)		46.6	43.2	46.6	45.3	47.6
法定報告受診率 (%)		50.0	45.8	47.9	47.6	

・国保脳ドック事業等のデータ送信分と職場又は個人で受けた健診結果の提供分（H29年度～）および特定健診の健診項目に関する診療情報提供分（H30年度～）をその他として計上。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため各種健診を5月～6月15日まで中止。

（２）特定保健指導について

①特定健診受診者における特定保健指導該当者数及び該当率

		R1	R2	R3	R4	R5
該当者数 (人)	動機付け支援	473	354	375	334	334
	積極的支援	170	154	157	124	133
	合計	643	508	532	458	467
該当率 (%)		11.1	10.9	10.6	9.6	8.8
法定報告該当率 (%)		11.1	10.1	9.9	9.3	

②特定保健指導利用者数および利用率

		R1	R2	R3	R4	R5
利用者数 (人)	動機付け支援	176	230	273	153	212
	積極的支援	103	109	106	75	104
	合計	279	339	379	228	316
利用率 (%)		40.6	51.7	57.3	42.6	61.1
法定報告利用率 (%)		32.1	41.9	41.7	37.8	

・利用者とは、当年度特定健診受診者のうち特定保健指導を行った者と、前年度特定健診受診者のうち、前年度に特定保健指導の初回面接を行い当年度に実績評価を行った者の合計。

財 政 状 況

歳 入

(単位：千円)

年度	国民健康保険税	国庫支出金	県支出金	一般会計繰入金	そ の 他	計
R1	1,526,407	2,548	5,429,278	775,667 (482,898)	278,569	8,012,469
R2	1,477,448	12,038	5,356,453	751,533 (481,850)	162,050	7,759,522
R3	1,425,454	1,811	5,849,773	762,327 (482,245)	346,782	8,386,147
R4	1,307,175	282	5,466,087	744,923 (463,669)	392,410	7,910,877
R5	1,290,261	218	5,684,731	726,931 (446,950)	157,577	7,859,718

() 書は、保険基盤安定繰入金

歳 出

(単位：千円)

年度	総 務 費	保健事業費	保険給付費	国民健康保険事業費納付金	そ の 他	計
R1	154,341	70,867	5,375,167	2,032,609	245,250	7,878,234
R2	147,753	65,896	5,150,212	1,862,229	204,868	7,430,958
R3	151,362	72,095	5,641,568	1,773,782	362,886	8,001,693
R4	152,753	80,940	5,359,771	1,690,237	474,668	7,758,369
R5	172,482	88,302	5,373,235	1,684,828	324,901	7,643,748

税 率

区 分 年 度		税率			按分(%)			課 税 限度額 (円)	世帯当り 調 定 額 (円)
		所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割	平等割		
H31	医療分	$\frac{9.2}{100}$	26,300	28,800	49.73	29.50	20.77	610,000	91,967
	支援分	$\frac{2.9}{100}$	8,400	9,500	49.00	29.53	21.47	190,000	29,209
	介護分	$\frac{2.7}{100}$	10,000	7,400	50.46	29.99	19.55	160,000	24,821
R2	医療分	$\frac{9.2}{100}$	26,300	28,800	49.42	29.62	20.96	630,000	90,969
	支援分	$\frac{2.9}{100}$	8,400	9,500	48.57	29.72	21.71	190,000	28,801
	介護分	$\frac{2.7}{100}$	10,000	7,400	50.30	30.05	19.65	170,000	24,499
R3	医療分	$\frac{9.2}{100}$	26,300	28,800	48.83	29.83	21.34	630,000	90,268
	支援分	$\frac{2.9}{100}$	8,400	9,500	47.99	29.91	22.10	190,000	28,601
	介護分	$\frac{2.7}{100}$	10,000	7,400	49.28	30.58	20.14	170,000	24,155
R4	医療分	$\frac{9.1}{100}$	26,300	27,000	48.86	30.28	20.86	650,000	83,446
	支援分	$\frac{2.8}{100}$	8,300	8,200	48.61	30.90	20.49	200,000	25,752
	介護分	$\frac{2.5}{100}$	9,200	6,900	49.46	30.24	20.30	170,000	22,113
R5	医療分	$\frac{9.1}{100}$	26,300	27,000	50.09	29.37	20.54	650,000	83,987
	支援分	$\frac{2.8}{100}$	8,300	8,200	50.09	29.83	20.08	220,000	26,098
	介護分	$\frac{2.5}{100}$	9,200	6,900	50.72	29.42	19.86	170,000	22,184
R6	医療分	$\frac{6.3}{100}$	23,000	22,000	44.08	34.07	21.85	650,000	74,047
	支援分	$\frac{2.8}{100}$	8,300	8,200	48.57	30.94	20.49	240,000	29,960
	介護分	$\frac{2.5}{100}$	9,200	6,900	48.41	30.82	20.77	170,000	25,897

※令和5年度までは決算ベース、令和6年度は本算定(6月14日)ベース

※区分の用語説明…医療分（基礎課税分）、支援分（後期高齢者支援金等課税分）、介護分（介護納付金課税分）

3. 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化などに直面する中、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものにするためには、その構造改革が急務とされた。現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい医療制度とするために、平成20年4月から従来の老人保健制度にかわる医療制度として、75歳以上の方と65歳以上で一定の障がいがあると認定された方を対象とする後期高齢者医療制度が創設された。

制度の状況

1. 被保険者数（生保該当者は除く。65歳～74歳は障がい認定を受けた者）（年度末）

	総数(人)	年 齢 別 内 訳(人)							内 数 被扶者
		65～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳～	
R1	13,592	377	4,453	3,869	2,772	1,558	487	76	254
R2	13,441	378	4,186	3,844	2,832	1,584	523	94	207
R3	13,443	349	4,142	3,881	2,884	1,561	544	82	201
R4	13,626	325	4,467	3,719	2,873	1,621	533	88	264
R5	13,752	297	4,632	3,770	2,838	1,590	543	82	271

※広域連合に占める米沢市の割合（年度末）

	総数(%)	年 齢 別 内 訳(%)							内 数 被扶者
		65～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳～	
R1	7.04	8.58	7.26	7.13	6.43	6.81	7.65	9.50	8.60
R2	7.07	8.68	7.26	7.21	6.59	6.62	7.57	10.12	8.49
R3	7.06	8.65	7.16	7.30	6.69	6.54	7.39	8.16	8.06
R4	7.04	8.87	7.14	7.21	6.74	6.65	7.02	8.42	8.19
R5	7.01	9.03	6.97	7.19	6.89	6.60	7.03	7.43	7.93

2. 給付実績（令和5年度）

	合計		うち高額療養（現金）		うち高額介護合算	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
米沢市	434,939	11,723,567	17,075	78,052	790	10,525
広 域	6,300,723	152,964,599	237,227	1,083,547	11,547	135,481

	葬祭費	
	件数（件）	金額（千円）
米沢市	999	49,950
広 域	13,704	685,218

3. 保険料

	均等割 (円)	所得割 (%)	賦課限度額 (円)	一人当たり調定額 (円)
H30～31年度	41,100	8.01	620,000	(H30) 44,935
R2～3年度	43,100	8.68	640,000	(R2) 52,505
R4～5年度	43,100	8.80	660,000	(R4) 53,739
R6～7年度	47,600	9.43	800,000	(R6) 59,558

4. 収納率

区 分	広域連合	米沢市	比 較
R1年度	99.57%	99.29%	0.06%
R2年度	99.67%	99.58%	▲ 0.28%
R3年度	99.68%	99.48%	▲ 0.20%
R4年度	99.70%	99.41%	▲ 0.29%
R5年度	99.69%	99.45%	▲ 0.24%

5. 健康診査事業

区分	後期高齢者健診 対象者数 (人)	集団健診		個別健診		合 計	
		人数 (人)	受診率 (%)	人数 (人)	受診率 (%)	人数 (人)	受診率 (%)
R1年度	13,585	965	7.10	657	4.84	1,622	11.94
R2年度	13,597	742	5.46	611	4.49	1,353	9.95
R3年度	13,424	925	6.89	664	4.95	1,589	11.84
R4年度	13,476	1,020	7.57	645	4.79	1,665	12.36
R5年度	13,632	1,183	8.68	729	5.35	1,912	14.03

※受診率は、年度当初(4月末)被保険者対比。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため集団・個別健診を5月～6月15日まで中止。

4. 国民年金

国民年金制度は、「すべての人に年金を」という社会的要請を受け、昭和34年4月に国民年金法が公布され、同年11月から「老齢」「障害」「母子」それぞれの福祉年金の支給が開始された。昭和36年4月からは、保険料の収納事務が開始され、本格的な国民年金制度のスタートとなる。

その後、幾多の制度改正を経ながら国民年金制度は、国・県・市町村の連携の基、「公的年金制度」として多くの国民に定着し、「国民の年金権の確保」につながってきた。

しかし、平成11年7月「地方分権一括法」が公布され、国と地方の重要な関係であった「機関委任事務」が廃止され、自治事務と法定受託事務それに国の直轄事務に分かれることになった。それに伴い国民年金収納事務が国の直轄事務となり、第3号被保険者も市町村経由ではなく、事業主が直接社会保険事務所（現：年金事務所）に届出を行うことになった。

少子・高齢化の急速な進行により、国民年金を取り巻く環境は厳しい状況にある。しかしながら、老後の所得保障の基盤を支える上で、重要な所得となっている。

国民年金被保険者数

（令和6年3月31日現在）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
第1号被保険者	7,415	7,359	7,186	7,057	6,954
第3号被保険者	2,811	2,653	2,458	2,247	2,051
任意加入者	43	39	45	40	59
計	10,269	10,051	9,689	9,344	9,064

国民年金受給権者状況

（令和6年3月31日現在）

種 別	老 齢 福 祉 年 金	老齢基礎年金（新法） 老齢年金（旧法） 5 年 年 金 通 算 老 齢 年 金	障 害 基 礎 年 金 障害年金（旧法）	遺 族 基 礎 年 金 寡婦年金（新法）
受給権者数（人）	0	24,670	1,776	159
金 額（千円）	0	17,009,329	1,549,994	119,684

5. 環境保護対策

公害の現況

公害は、環境基本法において「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義されている。

水質汚濁については、かつては事業活動による工場排水が主な原因となっていたが、事業者による排水対策が徹底されてきたこと等により、現在では一般家庭等からの生活排水によるものが主な原因となっている。生活排水については、下水道の整備促進や合併処理浄化槽の普及等による浄化対策が行われている。

土壌汚染については、平成6年3月に、本市中央部で有機塩素系化学物質による地下水及び土壌の汚染が判明したため、山形県が定点においてモニタリングによる監視を継続している。

騒音・振動については、事業活動や建設作業に伴って発生する近隣騒音の苦情が主に寄せられるため、工場や建設現場における騒音・振動防止対策の指導が必要である。

悪臭については、主に事業活動に起因する苦情が寄せられるため、現状把握を適宜行いながら適切な臭気対策を指導していく必要がある。

鉱害については、昭和12年からの西吾妻鉱山（廃止鉱山）操業以来、松川（最上川）は、酸による汚染が逐年進行し、下流沿岸の農漁業等への被害が深刻な問題となった。そこで、昭和46年度から53年度まで及び56年度に山形県が国の補助を受け、総事業費7億8,344万円を投じ、休廃止鉱山鉱害防止工事を実施した。この工事により、鉱さい堆積場の表面被覆と除毒施設の機能回復が図られ、水窪ダム農業用水の利用とあいまって農業被害が解消された。しかし、その後、坑口跡地からの湧出水等が河川に流入し水質が酸性となったため、山形県は、国の補助を受け鉱害防止工事を平成元年度から継続しており、本市では水質調査による監視を行っている。

なお、最近5箇年の公害苦情発生状況を下表に示す。

公害苦情発生状況									(単位：件)
区分 年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他 ※	合計
R1	14	13	0	6	1	0	15	29	78
R2	21	37	0	9	0	0	9	7	83
R3	25	49	0	8	0	0	7	23	112
R4	12	26	0	6	1	0	6	18	69
R5	3	20	0	4	1	0	3	29	60

※R5その他：廃棄物の投棄に関する苦情23件

河川の水質分析（鉱害関係）

松川（最上川水系）の水質調査（以下は令和5年度実施結果）

調査項目 11項目（水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌群数、電気伝導率、塩化物イオン、硫酸イオン、臭気、透視度、外観）

調査結果 水素イオン濃度については各調査地点においてpH4.3～7.2と、支流の流入に伴う希釈等によって、流下に従い上昇する傾向にあるものの、市街地より上流では依然として酸性を示している。

地下水対策

近年の生活様式の変化と産業活動の活発化に伴い、水の需要が年々増加しているが、その中でも地下水の占める割合は高い。山形県地下水の採取の適正化に関する条例の制定時（昭和51年4月）、当条例に基づき届出された既設井戸は1,059件であったが、令和5年度末の採取届出総数は2,711件となっている。

また、地下水の揚水量、特に消雪目的の揚水の増加により、季節的な地下水位の低下、浅井戸の枯渇、地盤沈下等の地下水障害が発生している。

無計画な地下水採取による地下水障害を防止するため、昭和51年10月から、県条例に基づく米沢地域地下水採取適正化計画が、本市（阿武隈川水系の前川流域を除く）、南陽市、高島町及び川西町に適用された。同計画では新たに設置する井戸について、揚水機の吐出口断面積が6cm²を超える場合は届出が義務づけられ、都市計画法に基づく用途地域では揚水機の吐出口断面積を22cm²（口径50mm）以下、それ以外の地域では36cm²（口径65mm）以下とする規制基準が設けられている。

同年、本市が中心となり、地下水利用者の自主的な節水・使用合理化等の推進を目的とする米沢地区地下水利用対策協議会を設立し、地下水源の保全と地下水障害の防止に努めている。

令和5年度に地下水対策事業として実施した調査は、次のとおりである。

調 査 名	開始年度	観測地点数等	調査頻度
地盤沈下調査水準測量	昭和49年度	水準点18点 水準補点12点 水準路線延長16.65km	年1回

環境マネジメントシステム

（１）システムの概要

環境マネジメントシステムとは、組織の中の環境に関する様々な要素を管理し、環境を改善していくための体系的な仕組みである。

本市の環境マネジメントシステムは、国際標準化機構（略称「ISO」）が定めた環境保全のための規格ISO14001に適合しているとして、平成17年度に市役所庁舎が認証を取得し、平成18年度に教育委員会、保育園、浄水管理センターなど当システムを運用拡大した施設も認証取得施設として登録されたが、平成21年度以降は、独自のシステムで運用している。

（２）省エネルギー・省資源等の取組

省エネルギー・省資源、リサイクルの推進、法令遵守等を盛り込んだ環境方針に基づき、平成17年度から継続して環境に影響を及ぼす事務事業の有害・有益双方の部分に対し、取組を行っている。

地球温暖化対策

(1) 米沢市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成18年12月に米沢市地球温暖化対策実行計画を、平成24年10月に第二期米沢市地球温暖化対策実行計画を策定し、市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行ってきた。

平成28年2月に国の施策の変化等に対応した改訂を行い、令和元年7月に、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に掲げられている「2030年度において、温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%減、そのうち行政の事務・事業が含まれる業務その他部門では約40%減」という削減目標等を踏まえて、これらに遜色ない削減目標や削減方を盛り込んだ米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】を策定した。計画期間を2019（令和元）年度から2030（令和12）年度までの12年間とし、2030（令和12）年度における市の事務事業による温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比で39.4%削減することを目標とした。

また、令和元年9月に、本市域の自然的社会的条件に応じて、地球温暖化対策計画に準拠した温室効果ガス排出量の抑制や吸収作用の保全のための総合的な計画である「米沢市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を策定し、計画期間を2019（令和元）年度から2030（令和12）年度までの12年間とし、2050（令和32）年度までを長期目標期間として、2013（平成25）年度比で、2030（令和12）年度における米沢市域からの温室効果ガス総排出量を30.5%削減、2050（令和32）年度における温室効果ガス総排出量を80.0%削減することを目標とした。

なお、令和2年10月に米沢市ゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指して取組を進めていること、再生可能エネルギーの導入目標を策定したこと、本市を取り巻く社会経済情勢等の変化を踏まえて、令和6年4月に【区域施策編】の中間見直しを行い、削減目標をそれぞれ30.5%削減から46.8%削減に、80.0%削減から89.6%削減（カーボンニュートラル）に改定している。

市の事務事業からの温室効果ガスの排出量

	変動係数		米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の削減目標39.4%削減まで、あと4,740.4t-CO ₂ 削減する必要がある。
	t-CO ₂	平成25年度比（基準年度）	
令和5年度	16,081	14%削減	

(2) 市職員ノーマイカーデー

自家用車での通勤から排出される二酸化炭素の抑制のため、平成18年5月から、市職員によるノーマイカーデーを実施している。

①取組内容（令和5年度）

毎月3回以上、自家用車を使用せず、徒歩、自転車、公共交通機関等で通勤する。また、自家用車で通勤する場合は、エコドライブを励行する。

②取組状況

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
走行抑制総距離数	202,313 km	220,713 km	285,717 km	269,975 km	332,060 km
抑制された二酸化炭素排出量	49t	52t	69t	65t	80t

(3) 普及啓発活動

市民への普及啓発事業としては、市の広報紙及びホームページによる家庭で取組可能な省エネ活動の紹介を行い、地球温暖化対策の推進に努めている。

6. 廃棄物対策

ごみ処理関係

米沢市から排出される一般廃棄物（生活系ごみ）については、廃棄物の種類ごとに分別して収集を行い、置賜3市5町で組織している置賜広域行政事務組合運営のクリーンセンター及び最終処分場で処理している。

可燃性ごみについては、千代田クリーンセンターで焼却処理を行っている。

不燃性ごみについては、長井クリーンセンターで破碎処理を行い、鉄やアルミ等の有価金属を選別した後、川土砂や瓦礫等とともに浅川最終処分場へ埋立処分を行っている。

プラスチック製容器包装及びペットボトルは、千代田クリーンセンターリサイクルプラザにおいて不適物除去・選別後、圧縮梱包し、再資源化業者へ搬出している。

ごみ処理状況（米沢市分）（単位：t）

年度	収 集				処 理				
	収 集 内 訳				焼 却		破碎埋立		計
	委託一般	委託粗大	許可・自己搬入	計	委託	許可・自己搬入	委託	許可・自己搬入	
R1	12,599	42	11,645	24,286	11,756	10,822	885	823	24,286
R2	12,522	37	10,942	23,501	11,656	10,131	903	811	23,501
R3	12,328	42	11,149	23,519	11,566	10,292	804	857	23,519
R4	12,081	40	11,140	23,261	11,420	10,219	701	920	23,260
R5	11,364	34	10,836	22,234	10,776	9,985	622	851	22,234

ペットボトル及びプラスチック製容器包装収集状況（単位：t）

年度	収 集 量			資 源 化 量		
	ペットボトル	プラスチック製 容 器 包 装	計	ペットボトル	プラスチック製 容 器 包 装	計
R1	144.7	488.7	633.4	132.3	375.9	508.2
R2	146.4	508.1	654.5	133.3	383.5	516.8
R3	156.8	515.3	672.1	129.7	381.6	511.3
R4	150.9	513.8	664.6	135.6	398.2	533.8
R5	141.3	479.6	621.0	120.5	372.6	493.1

し尿処理関係

収集運搬業許可業者によって収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、置賜広域行政事務組合米沢クリーンセンターのし尿処理施設において処理を行っている。

処理状況（浄化槽汚泥を含む）

（単位：kℓ）

収 集				処 理	
区分 年度	収 集 内 訳			処理施設	1 日当たり の処理量
	し尿	浄化槽汚泥	計		
R1	10, 137	10, 348	20, 485	20, 485	56
R2	9, 669	9, 989	19, 658	19, 658	54
R3	9, 744	9, 952	19, 696	19, 696	54
R4	9, 753	10, 748	20, 501	20, 501	56
R5	9, 232	10, 991	20, 223	20, 223	55

衛 生 組 合

衛生組合は、戦前から組織化されており、昭和28年から30年にかけて周辺10か村を合併したことにより組織が拡大し、昭和36年には連合会が組織された。現在の連合会は、地区衛生組合（組合数417）及び女性部をもって構成し、17の地区にそれぞれ支部を置いている。

連合会では、環境美化活動、健康教室等の支部活動を推進するとともに、ごみ収集所の適正管理、不法投棄防止の啓発、きれいな川で住みよいふるさと運動への参加等を通じて、環境衛生及び保健衛生活動を展開している。

7. 市民生活・消費者対策

飲料水改善事業

上水道未普及地域の各水道組合に対して次の補助を行い、適正な飲料水の確保を図っている。

(1) 飲料水改善事業費補助金
飲料水給水の基幹となる施設・設備の新設及び更新に係る30万円以上の工事について、工事費の2/3を上限として補助している。
令和5年度実績 なし

(2) 小規模水道組合衛生管理費補助金
適正な飲料水の確保を図るために実施する水質検査費用について、上限10万円を補助している。
令和5年度実績 10組合 939,600円

公衆便所管理事業

都市環境の保全と公衆衛生の向上のために、市内各所に設置されている公衆便所65箇所の清掃及び維持管理を行っている。

令和5年度公衆便所清掃業務委託料 17,732,000円

狂犬病予防事業

狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、これを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、毎年狂犬病予防法に基づく犬の登録、注射済票の交付等を実施している。

(各年度末現在)

年度	登録頭数	注射頭数	登録申請数	死亡届出数
R1	3,284	3,005	218	277
R2	3,280	2,786	242	252
R3	3,254	2,620	227	220
R4	3,234	2,730	115	60
R5	3,140	2,554	155	232

斎 場

米沢市斎場は、昭和45年現在地（米沢市万世町片子5379番地の1）に移転、新築。翌46年11月業務を開始した。平成6年には、炉の損傷が著しいため、火葬炉、汚物炉の全面改修及び高圧変電設備工事を行った。平成18年度からは指定管理者制度を導入している。また、令和2年度に待合室棟などの耐震補強工事と内装改修等を実施した。

指定管理委託料	令和5年度	20,665千円
燃 料 費 (灯油代)	令和5年度	7,736,574円 （64,706リットル）
設 備 概 要	敷 地 建 物 設 備	6,997.35 m ² 632.97 m ² （うち斎場 324.00 m ² 、待合室 212.22 m ² ） 火葬炉（セラミック炉及び収骨併用一体式自走台車付）4基 汚物炉1基 電気設備 需要設備容量70kVA・最大電力54kW

利 用 状 況 (単位：件)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
市 内	1,090	1,073	1,172	1,256	1,264
市 外	12	12	16	9	16
計	1,102	1,085	1,188	1,265	1,280

使 用 料 (単位：円)

区 分	市 民	そ の 他
12 歳 未 満	無 料	19,000
12 歳 以 上		25,000
死 胎		7,000
胎 盤 ・ 人 体 の 一 部	700	2,500

消費生活

(1) 消費生活相談業務

- 消費生活相談員による相談

相談員2名が消費生活に関する苦情、問合せに対し助言、あっせんを行っている。

- 広報・啓発活動

市広報、ホームページ、チラシやポスター配布、ラジオ放送等による情報提供及び注意喚起、グッズ配布による啓発活動を行っている。

- 出前講座の開催（1回、受講者189人）

学生等を対象に「消費生活に関する出前講座」を開催し啓発活動を行った。

(2) 消費者教育推進事業

- 消費者教育に関する研修会等の開催

高齢者の消費者被害防止のため「高齢者の消費者被害防止地域ネットワーク推進事業」を実施し、消費者見守りメイト数139名、サポーター数2,568名を養成した。（令和5年度末時点）

また、10月には米沢市消費者安全確保地域協議会設立の際にキックオフイベントを実施し、消費者教育推進のための広報啓発を行った。

そのほかに、地域や学校における消費者教育の広がりのため、その担い手を募り、意見交換会を重ね、保護者向けに講習会（イベント名「子どもを見守るすべての大人に聞いてほしい!! スマホ・ネットトラブル防止講座」）を開催し消費者教育を行った。

米沢市消費生活相談件数推移（商品・サービス別）

番号	商品・サービス	年 度					主な商品
		R1	R2	R3	R4	R5	
1	金融・保険サービス	68	44	48	47	56	消費者金融、多重債務
2	運輸・通信サービス	113	74	31	26	37	携帯電話、インターネット
3	食料品	49	67	21	23	37	健康食品
4	教養娯楽品	41	27	25	41	26	学習教材、新聞、パソコン
5	住居品	17	23	19	12	11	寝具類、消火器、家具
6	商品一般	86	57	55	90	83	身に覚えのない葉書・封書
7	レンタル・リース・賃借	17	15	17	15	14	不動産賃貸
8	教養・娯楽サービス	27	10	24	39	35	資格講座、海外宝くじ
9	被服品	10	18	26	17	22	被服品、アクセサリ
10	保健・福祉サービス	21	10	12	15	11	医療、エステサービス
11	土地・建物・設備	9	8	9	11	8	太陽光発電設備、設備工事
12	車両・乗り物	9	18	12	13	10	自動車
13	保健衛生品	41	51	28	47	29	医療器具、化粧品
14	工事・建築・加工	15	6	6	10	8	建築工事、リフォーム
そ の 他		110	91	98	89	97	
計		633	519	431	495	484	

市営駅前自転車駐車場

道路交通の円滑化と市民の自転車等駐車のための、米沢駅の西側及び東側に自転車駐車場を設置している。

名 称	米沢市営駅前自転車駐車場 (サイクルパークRinRin)	米沢市営駅東自転車駐車場
位 置	米沢市駅前一丁目1番62号 (米沢駅西側)	米沢市駅前一丁目1番123号 (米沢駅東側)
敷地面積	約2,100㎡	約471㎡
構 造	鉄骨造2階建 建築面積 約 1,471㎡ 床面積 1階 1,464㎡ 2階 800㎡ 合計 2,264㎡	鉄骨造平屋建 建築面積 約 471㎡
供用開始	平成6年4月1日	平成12年9月1日
収容台数	自 転 車 1,100台 原動機付自転車 50台	自 転 車 400台 原動機付自転車 20台
主要設備	平置型駐輪ラック 1,100台 自転車搬送用ベルトコンベア設備 1台	2段式駐車ラック 上段 163台 下段 237台
供用時間	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで
利用時間	午前5時30分から午後11時30分まで	午前5時30分から午後11時30分まで

(1) 駐車料金

(令和元年10月1日改正)

区 分			駐車料金	
			一般	学生・生徒等
定期駐車	1 月	自 転 車	1,320円	990円
		原動機付自転車等	2,310円	1,980円
	3 月	自 転 車	3,520円	2,640円
		原動機付自転車等	6,160円	5,280円
	6 月	自 転 車	6,710円	4,950円
		原動機付自転車等	11,660円	9,900円
普通駐車 (1日1回)	自 転 車		50円 (30分までは無料)	
	原動機付自転車等		80円 (30分までは無料)	

※表中の「原動機付自転車等」には、普通自動二輪車及び大型自動二輪車を含む。

(2) 利用状況

(普通駐車券利用駐車台数)

(単位：台)

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
自 転 車	40,659	20,201	19,656	26,117	26,659
原動機付自転車等	1,531	886	998	835	624
計	42,190	21,087	20,654	26,952	27,283

※表中の「原動機付自転車等」には、普通自動二輪車及び大型自動二輪車を含む。

(定期駐車券利用駐車台数)

(単位：台)

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
一 般	163	140	169	173	174
学生・生徒等	1,655	1,450	1,439	1,452	1,350
計	1,818	1,590	1,608	1,625	1,524

放置自転車等対策

自転車等（自転車及び原動機付自転車）の放置は、歩行者や自動車等の通行を妨げ、交通事故の原因となる。本市では、自転車等放置防止条例（平成5年12月制定）により、米沢駅前広場を含め周辺道路を自転車等放置禁止区域に指定し、この区域内に自転車等を放置することを禁止している。放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは当該自転車等を撤去及び保管し、利用者が確認できないときや引取りのないときは処分している。

（１）自転車等保管手数料（平成25年5月1日改正）

区 分	1台当たりの保管手数料
自 転 車	30円×告示から引取までの日数
原動機付自転車	50円×告示から引取までの日数

（２）自転車等警告書貼付け、撤去及び保管実績（単位：台）

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
自 転 車	29	23	19	39	44
原動機付自転車	0	0	0	0	0
計	29	23	19	39	44

（３）保管自転車等引取台数及び引取手数料（単位：台・円）

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
自 転 車	0	3	1	0	1
原動機付自転車	0	0	0	0	0
計	0	3	1	0	1
引取手数料	0	210	1,170	0	240

米沢駅前駐車場

道路交通の円滑化と市民の利便を図るため、米沢駅前駐車場の設置及び管理に関する条例（平成5年3月）を制定し、当施設を設置している。

名 称	米沢駅前北駐車場	米沢駅前西駐車場	米沢駅前東駐車場
位 置	駅前一丁目2108番4	駅前一丁目7216番6	駅前一丁目1937番6
敷地面積	約2,600㎡	約460㎡	約1,650㎡
収容台数	59台	22台	67台
主要設備	全自動駐車場管理システム	全自動駐車場管理システム	全自動駐車場管理システム
供用時間	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで

（１）駐車料金

米沢駅前北駐車場・米沢駅前東駐車場

（平成22年4月1日改正）

区 分	駐車料金
駐車時間30分まで	無 料
駐車時間30分を超え4時間まで、超える時間30分までごとに	100円
駐車時間4時間を超え24時間まで	800円
駐車時間24時間を超え48時間まで	1,500円
以後、48時間を超え24時間までごとに	1,000円

米沢駅前西駐車場料金

（平成22年4月1日改正）

区 分	駐車料金
駐車時間30分まで	無 料
以後、30分を超え24時間までごとに	100円

(2) 利用状況

米沢駅前北駐車場

年度	無料台数 (30分まで)	有料台数	収入額 (円)
R1	6,576	8,149	8,387,200
R2	2,908	2,141	1,893,400
R3	2,906	2,039	1,945,100
R4	4,153	4,272	4,394,200
R5	5,403	6,467	6,695,100

米沢駅前西駐車場

年度	無料台数 (30分まで)	有料台数	収入額 (円)
R1	125,744	8,082	1,685,900
R2	53,147	3,558	858,300
R3	65,135	4,725	1,105,600
R4	90,017	6,498	1,502,100
R5	109,297	7,663	1,670,200

米沢駅前東駐車場

年度	無料台数 (30分まで)	有料台数	収入額 (円)
R1	6,592	7,848	2,838,100
R2	2,838	5,023	756,400
R3	3,506	5,299	1,008,300
R4	5,276	6,801	2,107,700
R5	5,932	7,965	2,767,900

8. 交通安全・防犯対策

交通安全

車社会の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことから、昭和20年代後半から40年代半ばまで、交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、国、地方公共団体、関係民間団体等が一体となって、交通安全対策を強力に実施してきた。結果、「交通戦争」と呼ばれ全国で交通事故による死者数が16,765人に達した昭和45年と比較すると、令和5年中の交通事故による死者数は2,678人と約6分の1まで減少した。

本市においても、昭和37年3月には、米沢市交通安全推進協議会が市内の官公署、交通関係団体、学校等の代表者及び学識経験者を会員として設立され、特に市民全般、児童生徒、運転者に対する交通安全教育、安全思想の普及及び交通安全環境の整備のための積極的な活動を実施している。さらに同年3月26日に議会の議決を経て交通安全都市宣言がなされた。また、昭和41年12月には、交通安全母の会米沢市連合会が組織され、昭和43年4月からは交通指導員を任命し、街頭における児童生徒等の安全指導を行っている。

昭和46年4月、交通安全対策基本法に基づく米沢市交通安全対策会議が設けられ、昭和50年までの5か年間の交通安全計画が策定された。その後も交通環境の整備、安全に関する知識の普及、安全運転の確保、交通秩序の維持、救急体制の整備、損害賠償の適正化等の施策を講じるため、5年ごとに交通安全計画を策定しながら、種々の施策推進に当たっており、令和3年度には第11次米沢市交通安全計画を策定した。

交通事故発生状況（市内分）

年 区分	R1	R2	R3	R4	R5
件 数（件）	307	243	235	220	240
死 者（人）	3	1	1	1	2
負傷者（人）	337	284	271	255	279

交通指導員等

（1）米沢市交通指導員16名を委嘱し、毎朝市内16か所において、通学時の児童・生徒の立哨指導を行い、交通事故の防止を図っている。

（2）米沢市交通安全専門指導員4名を任命し、市内の小・中学校及び地区の子ども会・老人クラブ・婦人団体等において交通教室を開催し、交通安全思想の浸透を図っている〔令和5年度40回開催〕。

また、市内幼稚園・保育園において、幼児交通安全かもしかクラブ会員〔26団体、会員数1,524名〕及び保護者の交通指導を172回実施し、幼児の交通事故防止を図っている。

カーブミラー

本市では、見通しの悪い交差点など市内危険箇所へのカーブミラー設置を行っている。設置箇所の選定は、例年、5月に町内会等からの設置申請を受け付け、その後申請箇所の現地調査を行い、交通量や視界の悪さなどから設置の必要性を判断のうえ設置している。

カーブミラーの設置状況

(単位：基)

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
一面鏡	8	5	2	5	5
二面鏡	0	0	4	2	0
合 計	8	5	6	7	5

公衆街路灯

本市では、暗がりを解消し、夜間の諸事故と犯罪を未然に防止するため、町内会等に対しＬＥＤ公衆街路灯設置費の一部補助と電気料の一部補助を行っている。

(１) ＬＥＤ公衆街路灯設置費補助金

平成24年度から省エネルギーのＬＥＤ公衆街路灯の設置を推進し、維持管理費の経費削減及び地球温暖化対策並びに犯罪のない安全・安心なまちづくりに寄与するため、ＬＥＤ公衆街路灯を設置する町内会等に対して、補助金を交付している。

補助金交付状況

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
交 付 件 数	84件	31件	23件	23件	19件
灯 数	381灯	87灯	90灯	62灯	78灯
交付合計金額	8,661,000円	1,308,000円	1,384,000円	970,000円	1,138,000円

(２) 公衆街路灯電気料補助金

町内会等で管理している公衆街路灯の電気料金の２／３を補助金として交付している。

補助金交付状況

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
交 付 件 数	409件	397件	381件	385件	400件
交付合計金額	13,784,500円	12,352,800円	11,306,900円	13,688,700円	10,585,500円

